

## 地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥羽市内の経済循環を高めるため、市内製造業者及び卸売業者（以下「製造業者等」という。）が市内の地域資源を活用し、新商品の開発や販路の拡大等を行うために要する経費に対し、地域資源活用商品づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「地域資源」とは、市内で収穫された農水産物又は鳥羽商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が市内の地域資源と特に認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、製造業者等が行う地域資源を活用した新商品開発事業及び販路拡大事業とする。

(補助対象者)

第4条 この要領により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす製造業者等とし、新商品開発事業及び販路拡大事業それぞれ年度につき1回の交付を限度とする。

- (1) 市内に事務所等を有し、かつ、交付申請時において、現に市内で事業を営む製造業者等
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 当該年度中に他の制度で同一の事業に対して補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内とし、前項に定める補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は次の金額のいずれか少ない額以内とする。

(1)新商品開発事業 50万円

(2)販路拡大事業 12万円

3 前項の場合において、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会頭が定める期日までに提出しなければならない。

(1)地域資源活用商品づくり支援事業計画書(様式第2号)

(2)地域資源活用商品づくり支援事業収支予算書(様式第3号)

(3)設備の購入にあつては、見積書

(4)その他会頭が必要と認める書類

2 その他必要となる書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)市税の完納証明

(2)その他会頭が特に必要と認める書類

3 補助金の交付申請をしようとする者が消費税の納税義務者である場合、当該補助金に係る消費税仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査基準)

第7条 会頭は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準等により審査を行い、補助金の交付を決定するものとする。

(1) 次に掲げる項目を総合的に審査する。

ア 自社の把握：自社の強み・弱み、製品・サービス、顧客ニーズを適切に分析しているか。

イ 計画の具体性：経営方針・目標、今後のプランが強みを活かしたものか。何をいつまでに行うか明確か。

ウ 費用対効果：適切な予算で、販路開拓や売上アップにつながる見込みがあるか（実現可能性）。

エ 地域経済への貢献：新商品開発や地域雇用創出など、地域経済へのプラス効果が見込めるか。

（交付の決定）

第8条 会頭は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をするものとする。

2 会頭は、補助金の交付の決定をする場合において補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 会頭は、補助金の交付を決定したときは、速やかに地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付申請取下届（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業内容変更の承認等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく地域資源活用商品づくり支援事業変更承認申請書（様式第6号）を会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業に要する経費の配分の変更又は補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

（2）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに会頭に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 会頭は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定により補助金の交付の決定を変更したときは、その結果を地域資源活用商品づくり支援事業変更承認通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第12条 会頭は、補助対象事業を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者へ補助対象事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、若しくは補助対象事業の廃止又は中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から30日以内に、地域資源活用商品づくり支援事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会頭が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 地域資源活用商品づくり支援事業効果報告書（様式第9号）
- (2) 地域資源活用商品づくり支援事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書又は支出を証する書類の写し（旅費の場合は参加事業の概要がわかるもの及び会場までの旅費の積算根拠を証するもの）
- (4) 設備の改修、更新又は新設がある場合は当該設備の写真

2 補助事業者が消費税の納税義務者である場合、前項の実績報告を行うにあたって、仕入れに係る消費税を減額した額を決算額としなければならない。

（是正のための措置）

第14条 会頭は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと

認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者  
に指示するものとする。

(補助金等の額の確定)

第15条 会頭は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該  
書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助  
金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付  
すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、地域資源活用商  
品づくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事業者  
に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第16条 会頭は、前条の規定により補助金の額が確定した後、補助事業者から  
提出された地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付請求書（様式第12号）  
により補助金の交付をするものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 補助事業者は、当該補助対象事業に関する帳簿を備え、その収入額及  
び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の  
使途を明らかにしておかなければならない。

(検査)

第18条 会頭は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助対象事業  
の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第19条 会頭は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、  
補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の  
全部若しくは一部を返還させることができる。この場合において、地域資源活用  
商品づくり支援事業補助金返還命令書（様式第13号）により、補助事業者に通  
知するものとする。

(1)この要領若しくは補助金の交付の決定をする場合に付した条件又は会頭の指  
示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。

(4) 補助対象事業に関する申請、報告及び施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により新たに取得した設備（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間において、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の者に貸付、譲渡、他の物件と交換し、又は債務の担保に供してはならない。ただし、取得価格が1万円未満の取得財産等又はあらかじめ会頭の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 会頭は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(適用除外)

第21条 この要領に基づき交付する補助金に関して、その対象となる補助対象事業の内容により会頭が特に認めたときは、この要領の一部を適用しないことができる。

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会頭が別に定める。

・別表（第5条関係）

事業区分	費目	対象経費
新商品 開発事業	報酬	知的財産出願に係る弁理士報酬
	役務費	検査手数料 加工を請け負う事業者への試作手数料 知的財産出願に係る手数料
	委託料	商品のパッケージデザイン委託料
	設備費	試作品又は新商品製作のための設備（備品を含む。）の改修、更新及び新設費
販路拡大 事業	旅費	展示、商談会及びイベント等への旅費（宿泊施設への宿泊代（上限15,000円）、バス・電車賃、新幹線料金（指定席購入含む）、航空券代（燃油サーチャージ含む）※エコノミークラスのみ）
	委託料	販促ツールの作成費、広告掲載費
	通信運搬費	展示、商談会及びイベント等への輸送費
	消耗品費	展示、商談会及びイベント等への消耗品費
	印刷製本費	販促ツールの印刷製本費
	出展費	展示、商談会及びイベント等への出展費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭 様

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付申請書

年度において地域資源活用商品づくり支援事業を行うため、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助対象事業の目的
- 3 補助対象事業の内容
- 4 添付書類
  - (1) 地域資源活用商品づくり支援事業計画書
  - (2) 地域資源活用商品づくり支援事業収支予算書

様式第2号（第6条関係）

地域資源活用商品づくり支援事業計画書

1. 事業名

2. 事業目的

3. 活用する地域資源

4. 事業総額 円

5. 事業内容及びスケジュール（対象事業にチェックをしてください）

新商品開発事業

販路拡大事業

時期	取組み内容

6. 事業実施予定期間

様式第3号（第6条関係）

地域資源活用商品づくり支援事業収支予算書

収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
自己資金		
補助金		
計		

支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
計		

様

地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度地域資源活用商品づくり支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領第 9 条の規定により通知します。

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭

記

- 1 補助金の額 円
- 2 この補助金の対象となる事業
- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭 様

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付申請取下届

年 月 日付鳥商発第 号で交付決定のあった 年度地域資源活用商品づくり支援事業について、下記の理由により取下げたいので、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領第10条の規定により届け出ます。

取下理由

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭 様

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

地域資源活用商品づくり支援事業変更承認申請書

年 月 日付鳥商発第 号で補助金の交付決定を受けた 年度地域資源活用商品づくり支援事業の内容及び経費を下記のとおり変更したいので、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領第11条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

様

地域資源活用商品づくり支援事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度地域資源活用商品づくり支援事業の内容及び経費の変更については、下記のとおり承認することに決定したので、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領第11条の規定により通知します。

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭

記

1 変更に係る補助金の交付決定の額

交付決定額	増△減額	変更交付決定額
円	円	円

2 変更に係る補助対象事業の内容

3 変更に係る補助金等交付の条件は、次のとおりとする。

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭 様

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

地域資源活用商品づくり支援事業実績報告書

年 月 日付鳥商発第 号で補助金の交付決定を受けた 年  
度地域資源活用商品づくり支援事業が完了（廃止・中止）したので、地域資源活用  
商品づくり支援事業補助金交付要領第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 効果報告書

別紙のとおり

2 収支決算

別紙のとおり

様式第9号（第13条関係）

地域資源活用商品づくり支援事業効果報告書

1. 事業名

2. 事業実施期間

3. 取組み実績（対象事業にチェックをしてください）

新商品開発事業

販路拡大事業

時期	取組み内容

4. 事業の効果

様式第10号（第13条関係）

地域資源活用商品づくり支援事業収支決算書

収入の部

（単位：円）

科目	決算額	備考
自己資金		
補助金		
計		

支出の部

（単位：円）

科目	決算額		支出の内容
	仕入消費税額	仕入消費税を除く支出額	
計			

消費税納税事業者で 【 ある ・ ない 】 \*いずれかに○

\* 消費税納税事業者でない場合は、仕入消費税を含む支出額のみを報告

様式第11号（第15条関係）

様

地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付鳥商発第 号で交付決定した 年度地域資源活用  
商品づくり支援事業は、次のとおり交付することに確定したので、地域資源活用商品  
づくり支援事業補助金交付要領第15条の規定により通知します。

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭

記

1 交付確定額 円

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭 様

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付請求書

年 月 日付鳥商発第 号で交付決定通知のあった 年度地域  
資源活用商品づくり支援事業について、次のとおり交付されるよう地域資源活用商品  
づくり支援事業補助金交付要領第16条の規定により請求します。

記

- |   |            |            |
|---|------------|------------|
| 1 | 補助金交付確定通知額 | 円          |
| 2 | 補助金既受領額    | 円          |
| 3 | 今回請求額      | 円          |
| 4 | 添付書類       | 交付確定通知書の写し |

様式第13号（第19条関係）

様

地域資源活用商品づくり支援事業補助金返還命令書

年 月 日付鳥商発第 号により確定した 年度地域資源活用商品づくり支援事業として交付した金額につき、既に交付した補助金 円を次のとおり返還するよう、地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要領第19条の規定により命ずる。

年 月 日

鳥羽商工会議所会頭

記

- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| 1 | 交付済金額 | 円     |
| 2 | 返還額   | 円     |
| 3 | 返還期日  | 年 月 日 |